

平成29年度 奈良の木を使用した住宅への助成事業 納品伝票の写しについて

実績報告時に提出する「納品伝票の写し」については、「木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（第8号様式・第9号様式）（以下「証明書」という。）」の記載（宛名）に応じて、以下の取扱いとしますのでご留意下さい。

1. 提出枚数について

【具体例1】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：建築業者」
実際の納品伝票の枚数：1枚（A→Bへの納品伝票）

- ＜原則＞ ① 証明書の宛名が「奈良県知事」である場合
② 証明書の宛名が「建築業者」である場合
→ 提出枚数 … 1枚（A→Bへの納品伝票）

【具体例2】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店」→「C：建築業者」
実際の納品伝票の枚数：2枚（A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票）

- ＜原則＞ ① 証明書の宛名が「奈良県知事」である場合
→ 提出枚数 … 1枚（B→Cへの納品伝票）

- ② 証明書の宛名が「材木店」である場合
→ 提出枚数 … 1枚（B→Cへの納品伝票）★

※ 具体例2では、①・②どちらのパターンであっても提出する納品伝票は1枚で可
ただし、②では、納品伝票に「認証材（県産材）を証明する記載」が必要（以下2を参照）

【具体例3】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店1」→「C：材木店2」→「D：建築業者」
実際の納品伝票の枚数：3枚（A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票・C→Dへの納品伝票）

- ＜原則＞ ① 証明書の宛名が「奈良県知事」である場合
→ 提出枚数 … 1枚（C→Dへの納品伝票）

- ② 証明書の宛名が「材木店1」である場合
→ 提出枚数 … 2枚 (1) B→Cへの納品伝票 ★
(2) C→Dへの納品伝票 ★

→ 証明書の宛名が「奈良県知事」ではなく、かつ、宛名に記載されている業者（以下「宛名業者」という。）から建築業者に直接納品されていない場合は、宛名業者（材木店1）から建築業者への全ての納品伝票が必要

2. 奈良県地域認証材（又は奈良県産材）の証明について

証明書の宛名が奈良県知事と異なる場合、納品伝票には、提出するもの全てに、納品業者による奈良県地域認証材（又は奈良県産材）を証明する記載が必要
（上記1の具体例では★マークの納品伝票が該当）

【記載例】（地域認証材の場合）：下記の物件は奈良県地域材認証制度に基づく奈良県地域認証材です。
（県産材の場合）：下記の物件は奈良県産材証明制度に基づく奈良県産材です。